

目 次

辞 令	ページ
事務所長の任免について	1
公平委員会規則	
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 22 年 5 月 6 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 22 年 4 月 22 日付け 燕市事務所長を免ずる 小 林 清

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 22 年 5 月 6 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の項を次のように改める。

8 聖 籠 町

機 関	職
議会事務局	局 長
長 部 局	課長、室長
	会計管理者

教育委員会 事務局	教育長、課長
農業委員会 事務局	局長
診療所	所長
保育所	園長
老人福祉 センター	所長
公民館	館長
図書館	館長
学校給食 共同調理場	所長
幼稚園	園長
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭

別表第2の2の項から4の項までを次のように改める。

2 下越障害福祉事務組合

機 関	職
事務局	事務局長、局次長、課長
障害福祉 施設	園長、寮長
救護施設	園長

3 新発田地域広域事務組合

機 関	職
事務局	事務局長、局次長、課長
施設	場長、館長

4 新発田地域老人福祉保健事務組合

機 関	職
事務局	事務局長、局次長、課長
老人ホーム	寮長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。